

# 悠健クラブ 会 則

## 第1章 総 則

### 1-1 名 称

本会員の名称は、「悠健クラブ」(以下「本クラブ」という)と称する。

### 1-2 施 設

本クラブの施設は、常磐興産株式会社スパリゾートハワイアンズ(以下「会社」という)が所有し経営する宿泊施設「ホテルハワイアンズ」「ウイルポート」「モノリスタワー」及び娯楽施設「ウォーターパーク」「スプリングパーク」「与市」「パレオ」「ビッグアロハ」と「スパリゾートハワイアンズゴルフコース」の施設(以下「本施設」という)とする。

### 1-3 目 的

本クラブは、本施設の利用を通じて、会員の保養と健康増進を図る福利厚生を目的とする。

### 1-4 事務局

本クラブの事務局は、スパリゾートハワイアンズ「悠健クラブ事務局」とする。

## 第2章 会 員

### 2-1 年会費

年会費 0.5口会員 375,000円(消費税別)  
1口会員 750,000円(消費税別)

### 2-2 会員定義

本クラブの会員資格は、本施設を福利厚生の一環とする、契約保養施設としての利用を目的とし、年会費を納入した企業並びに組合等の法人、又は団体及び会社が特に認めたもの(以下「法人等」という)とする。

### 2-3 入会手続

本クラブに入会しようとする法人等は、会社所定の入会申込書を会社に提出し、年会費を会社が指定する期限までに指定する銀行口座に納入するものとする。

### 2-4 年会費及び利用料金

- ①会員は年会費を毎年会社に納入するものとし、年会費の額は別に定めるものとする。(2-1)
- ②会員の本施設の利用の有効期間は入会日から1年間とする。但し、契約期間満了3ヶ月前迄に本クラブ会員双方から契約解除の意思表示がない時は引き続き1年間延長し、以降この例によるものとする。又、会員は毎年原則として利用開始の2ヶ月前迄に入会年会費を会社が指定する銀行口座に納入するものとする。
- ③既納の年会費については、事由の如何を問わず返還しないものとする。
- ④経済事情の変動等により、会社が年会費・利用料金等を変更改定しようとする場合は、会員に対し事前に文書により通知するものとする。

### 2-5 会員資格の譲渡

会員の会員資格の譲渡は認めないものとする。

### 2-6 会員資格の停止・除名等

会員が下記各号に該当する時、会社は会員に対し会員資格の停止・除名その他の必要な処分を行うことができる。

- ①本クラブの会則及び本クラブの定める規定に違反した時
- ②福利厚生以外の利用(販売・転売目的又は販売促進目的)が明白な場合
- ③本クラブの信用・名誉を毀損し、秩序を乱す行為があった時
- ④年会費・利用掛金その他の諸支払を6ヶ月以上滞納した時
- ⑤他の会員に迷惑を及ぼす行為があった時
- ⑥暴力団又は、それに類似する団体である時

### 2-7 会員資格の喪失

会員が下記各号に該当した時は会員資格を喪失する。

- ①前条に基づく除名
- ②会員法人の解散及び破産
- ③会員法人が振り出した手形・小切手が不渡り処分を受けた時
- ④2-6④の年会費を所定期限までに、納入しなかった時

### 2-8 変更の届出

会員は、所在地・連絡先・名称等契約書類の記載事項に変更が生じた場合は速やかに本クラブの事務局に連絡するものとする。

### 2-9 賠償責任

会員は、故意及び過失を問わず、本施設又は従業員その他の人に損害を与えた場合は、その損害賠償の責を負うものとする。

## 第3章 施設の利用

### 3-1 施設の利用

会員が本施設を利用する場合の利用方法・予約方法等は会社が別に定める規定及び本施設の定める約款によるものとする。

### 3-2 利用制限

会社は下記各号に該当する場合は、本施設の全部又は一部を制限することができる。

- ①天災地変やその他やむをえない事情により、本施設の利用が不可能な時
- ②本施設の改廃又は点検を行う時
- ③法令の制定、改修及び行政指導による時
- ④その他運営上必要と認めた時

### 3-3 入場券の利用制限

会員様向け入場券が利用済みの場合、いかなる理由がありましても入場することはできません

## 第4章 運営・管理又は諸規定

### 4-1 運営及び管理

本クラブ及び本施設の運営・管理は、会社及び会社が業務を委託する運営会社が責任を持って行う。

### 4-2 諸規定

会社は本クラブの運営上必要な事項については、別規定に定めることができる。

### 4-3 諸規定の遵守

会員は、本規則及び会社が定める別規定を遵守するものとする。

### 4-4 会則の変更

- ①会社は、本クラブ及び本施設の運営・管理の上で、相当な事由があると認めた場合には本会則を変更することができる。
- ②会社は、前項により本会則を変更する時は、その変更する会則を事前に会員に告知するものとする。

### 附則 施行期日

本会則は、2022年4月1日から実施するものとする。